

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件二件 四〇
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四〇
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四一
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 四一
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四二
- 道路の区域を変更する件四件 四二
- 道路の供用を開始する件二件 四三

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四四
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四四
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四四

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

- 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 四五

告 示

福島県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福島西部庭坂クリニク	福島市町庭坂字畑外六一六	平成二十六年七月一日
医療法人社団新妻歯科医院 広野	双葉郡広野町下北迫字前川原六一	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
南相馬ひまわり訪問看護ステーション	南相馬市原町区西町二一五五一	合同会社ひまわり	福島県南相馬市原町区西町二一五五一	平成二十六年八月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

変 更 前	変 更 後	所 在 地
名 称	名 称	所 在 地

松木眼科	南中央眼科クリニッ ク	福島市南中央一六七―二
財団法人金森和心会 雲雀ヶ丘病院	公益財団法人金森和 心会雲雀ヶ丘病院	南相馬市原町区上町一―三〇

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	廃止年月日
コスモ調剤薬局成川店	福島市下鳥渡字八幡塚四〇―二	平成二六年六月三〇日
松齡堂薬局	同 市渡利字舟場一四―一	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	休止年月日
大野北町診療所	石川郡石川町字古館三五六一―一	平成二六年七月一日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
菅野 徹	福島市冲高字 吉原一―四三	さおとめ菅野 はり灸院	福島市冲高字吉原一― 四三	平成二六年 七月一日
熊坂 豊	同 市飯坂町 字十綱町一〇	天家接骨院	同 市飯坂町字十綱 町一〇	同 日
平間 久美子	同 市渡利字 丸田七	日向はり灸院	同 市渡利字番匠町 一五―三	同 日
斎藤 俊介	同 市岡部字 大旦一―二九	斎藤鍼灸院	同 市岡部字大旦一― 二九	同 日
田中 浩	同 市南沢又 字四辻一四一 一 永千荘二 〇一	フレアス在宅 マッサージ福 島	同 市南中央一―五 スカイハイツA一―	同 日
早坂 祥子	同 市方木田 字永樋一―一 二	同	同	同 日
佐々木 裕武	会津若松市駅 前町四―二九	ささき鍼灸院	会津若松市駅前町四― 二八	同 日
横山 智功	須賀川市西川 字後田九〇―一	よこやま訪問 マッサージ横	須賀川市西川字後田 九七―一四	同 日

木村喜八郎	福島市堀河町 七―七―八	鍼灸・指圧治 療室	福島市堀河町七―七― 八	同	日
大竹秀明	会津若松市扇 町五九―一二	大竹鍼灸接骨 院	会津若松市扇町五九― 一二	同	日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
木村喜八郎	福島市堀河町 七―七―八	鍼灸・指圧治 療室	福島市堀河町七―七― 八	平成二六年 七月一日
大竹秀明	会津若松市扇 町五九―一二	大竹鍼灸接骨 院	会津若松市扇町五九― 一二	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の二八・六七の三五・六七の三六・六七の四五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的

- 水源の涵養
解除の理由
指定理由の消滅
解除予定保安林の所在場所
相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六七の二八・六七の三五・六七の三六・六七の四五(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十六年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 三春線	田村市船引町要田字寺 向一番二地先から 同 市船引町要田字寺 向五番二地先まで	変更前 変更後	七・五 一〇・〇	八〇・六 八〇・六

(道路計画課)

福島県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	いわき市川部町大沢九 二番四地先から 同 市川部町大沢七 四番一地先まで	変更前 変更後	一六・四〇 六二・〇〇	四六二・六
		変更後	一五・三〇 五九・八〇	四六二・六

(道路計画課)

福島県告示第五百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道三株 下市萱小 川線	いわき市小川町塩田字 宮ノ後五一番八地先か ら 同 市小川町高萩字 家ノ前四七番一地先ま で	変更前 変更後	六・六〇 一一・〇〇	一四〇・〇
		変更後	一〇・〇〇 二八・〇〇	一四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年九月二日

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平薄磯字小塚 二二五番二地先から 同 市平薄磯字小塚 九八番五地先まで	変更前 変更後	A 一〇・一〇 一七・二〇	一五〇・〇
		変更後	B 一〇・一〇 七・〇〇	一五〇・〇
			八・〇〇	一六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	いわき市川部町大沢九二番四地先 から 同 市川部町大沢七四番一地先 まで	平成二十六年九月二日

(道路計画課)

福島県告示第五百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年九月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道豊間四倉線	いわき市平薄磯字小塚二三五番二地先から 同 市平薄磯字小塚九八番五地 先まで	平成二十六年九月二日

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

白河市東土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 穂積 勝

同 佐久間 多喜男

同 鈴木 忠明

同 鈴木 武春

同 緑川 俊之

同 上遠野 光

同 市川 豊

同 藤田 康次

同 飛知和 金一

同 安澤 篤

同 古森 博美

同 鈴木 一美

就任した役員

役別 氏名

理事 穂積 勝

同 佐久間 多喜男

同 藤田 康次

同 市川 征夫

住所

白河市東深仁井田字陣ヶ平一番地

同 市東下野出島字石舟九二番地

同 市東形見字下ノ内二番地

同 市東上野出島字虚空蔵一番地

同 市東釜子字前原二一四番地

同 市東下野出島字鶴見山五番地一

同 市東釜子字本町一三番地

同 市東千田字桜波一〇〇番地

同 市東蕪内字駒橋六〇番地

同 市東釜子字枇杷山二九番地三

同 市東上野出島字反町七四番地

同 市東栃本字下本郷一一六番地

住所

白河市東深仁井田字陣ヶ平一番地

同 市東下野出島字石舟九二番地

同 市東千田字桜波一〇〇番地

同 市東釜子字北町一六一番地

同 鈴木 直	同 市東下野出島字五蔵田二八番地
同 我妻 貢	同 市東形見字東地二五番地
同 大竹 信一	同 市東上野出島字中ノ作一四七番地
同 矢吹 晃平	同 市東釜子字本町六〇番地一
同 遠藤 一郎	同 市東釜子字長峯七七番地
同 本宮 直	同 市東上野出島字三ツ池五番地五
同 深澤 敏美	同 市東栃本字南向田九番地
同 高橋 健	同 市東蕪内字庚段一一三番地

(農村計画課)

公告第二百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、会津美里町から会津高田都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津美里町から会津高田都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年九月二日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

一 総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年九月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

6 実施規程第八条第七項の規定により福島県知事の選挙について手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、日本放送協会、株式会社テレビユー福島、株式会社福島中央テレビ、株式会社福島放送及び福島テレビ株式会社とする。

附 則

この規程は、平成二十六年九月二日から施行する。